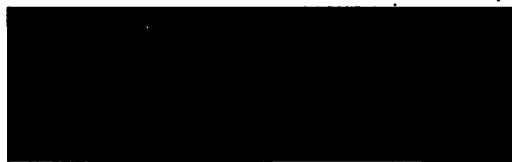


裁 決 書

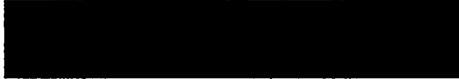
審査請求人



同代理人



処分庁



審査請求人が平成30年6月21日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護開始申請却下決定処分に係る審査請求について、次とおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成30年6月4日付けで行った保護開始申請却下決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成30年5月21日、審査請求人（以下「請求人」という。）は処分庁に対し、法による保護の開始申請（以下「本件申請」という。）をした。
- 2 平成30年6月4日、処分庁は、本件申請を却下する決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 平成30年6月21日付けで、請求人は、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

特養に入居して請求人は単身となり、今後請求人一人にかかる費用とかを払い続けるのは困難もあるし、義務はないと思うので、請求人一人の生活保護として申請する。

(2) 審理員が平成31年4月11日に受領した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

請求人の施設費用等が別にかかるのは負担に成りつつある。

一年近く入居費用を納めてきたが、この四月で請求人の長女（以下「長女」という。）の夫が定年となり、当然、給料も半分以上、減ってしまうので長女夫婦の老後も心配で不安である。

長女の夫から「もう勘弁して欲しい」と言われ今後がとにかく不安である。

ただただ請求人一人単身としてお願いしたい気持ちである。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成31年3月29日に受領した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

平成30年1月16日 長女が処分庁に来所。長女より、生活保護に関する相談があつた。

長女より、請求人は入院中であり、退院すれば施設へ入所予定となっているが、これ以上の扶養はできないため、施設入所となつた場合に再度相談したいとの申し出があつた。

長女に対し、請求人、長女、長女の夫及び長女の子の4人は同一世帯として認定することになる旨、伝えた。

平成30年5月1日

長女が処分庁に来所。

長女より、生活保護に関する2回目の相談があつた。

長女より、平成30年5月7日に請求人が特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）へ入所することが決定したため、入所した後に請求人のみの単身世帯として再び相談したいとの申し出があつた。

長女に対し、請求人と長女の家族の4人を同一世帯として認定することになる旨伝えると、長女より、前回は施設入所なら請

求人単身で申請できると聞いた旨の申し出があったため、長女に対し、申請はできるが、同一世帯として認定することになる旨、伝えた。

平成30年5月7日

長女が処分庁に来所。

長女に対し、請求人と長女家族の4人を同一世帯として認定することになる旨、再度、伝えた。

平成30年5月21日

長女が処分庁に来所。

本件申請を受理した。

長女より、平成30年5月7日に請求人が特養に入所となったものの、これ以上の請求人への援助はできないとのことで、請求人単身での保護開始申請が行われた。

長女に対し、世帯の認定について改めて説明を行うも、4人世帯での保護開始申請は行わないことを確認した。

平成30年5月30日

長女が処分庁に来所。

長女に対し、再度、処分庁の考え方を伝えた上で、4人世帯での保護開始申請の意思を確認したものの、長女からは、あくまでも請求人単身での保護開始申請を行うとのことであり、他の世帯員に関する申請書等の書類は提出しないとの申し出があった。

平成30年6月4日

本件申請を却下する本件決定を行った。

これまで4人が同一世帯として生計を一にしていたが、請求人の特養への入所後すぐに行われた単身での保護開始申請であることから、4人を同一世帯として認定することとした。

しかし、処分庁に対し、請求人以外の世帯員に関する書類の提出はなく、4人全員の資産等の状況を確認することができず、法第4条の要件を満たしているか否か判断できることから、本件申請については却下することとした。

イ 本件決定の正当性について

(ア) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。

(イ) 世帯の認定に関しては、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第1において、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認

定することが適当であるときは、同様とすること。」と示されている。

(ウ) そして、居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合に関しては、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第1-1において列記されている。

(エ) 本件において請求人は、単身世帯での保護を求めているが、居宅で4人世帯として生活していたうちの1人が、特養に入所後すぐに行った単身での保護開始申請であることから、処分庁として、世帯の認定については、次官通知第1及び局長通知第1-1-(7)により、請求人と長女の家族が本件申請時点では居住を一にしていなかつたものの、請求人と長女の家族が同一世帯であると判断したものである。

(オ) よって、処分庁としては、法第4条に基づき、4人すべての資産等の状況を確認する必要があったところ、長女に対し、同一世帯として認定することになる旨を説明していたが、請求人以外の書類の提出はなく、法第4条の要件を満たしているか否かの判断ができない状況であったため、本件申請を却下したものである。

(カ) 以上のとおり、本件決定に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成30年5月21日付けの受付面接記録票の面接結果の処理欄には、「前回相談時の■の見解では、入所後すぐに相談があった場合は同一世帯であるとのことであり、相談者に説明した。しかしながら、請求人のみの単身世帯として申請したいとのことで、本日申請を受理した。4人世帯での申請は行わないことを確認した。」との記載がある。

イ 平成30年5月21日に受理した扶養義務者の申告書には、長女の名前が記載されている。

ウ 平成30年6月4日付けのケース記録票には、「前回、H30.5.1の相談時に■の見解として、過去の事例と同様に特養入所後すぐの入所者単身での保護申請については、入所する直前まで同一世帯として暮らしており、入所すぐの申請については、長女家族と同一世帯として扱うこととした。しかしながら、H30.1.16、H30.5.7、H30.5.21の長女との面談において4人の同一世帯であることを説明し、さらにH30.5.30に長女との面談を行い、再度当所の考え方を示し4人世帯での申請の意思を確認するも、あくまでも請求人単身世帯での申請を行うとのことであり、他の世帯員の申請書・同意書等は提出しないとのことであった。法第4条においては、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを利用することを要件として保護は行われることとなっていいる。本ケースについては、4人すべての資産の確認ができない状況であり、保護の申請については却下とする。」と記載されている。

エ 平成30年6月4日付けの本件決定通知書には、却下の理由として、「法第4条においては、生活に困窮するものが、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件として保護は行われることとなっています。本ケースについては、4人すべての資産の確認ができない状況であり、保護の申請については却下とします。」と記載されている。

理 由

1 本件に係る法令の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。
- (2) 法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と定めている。
- (3) 局長通知第1の1は、「居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは次の場合をいうこと。」と定め、同一世帯に属していると判断すべき場合として、「(5) 病気治療のため病院等に入院又は入所（介護老人保健施設への入所に限る。（中略））している場合など6項目を例示した上で、「(7) その他（1）から（6）までのいずれかと同様の状態にある場合」と定めている。
- (4) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問1の48「救護施設、養護老人ホーム等の入所者と出身世帯とをどう世帯として認定することが適当でない場合とはどういう場合であるか示されたい。」の答は、「基本的に施設入所者と出身世帯員、特に生活保持義務関係にある者との関係、帰来可能性の有無、本制度における他の世帯分離との均衡、当該施設入所者及び当該地域における低所得世帯との均衡、世帯分離した場合に保障されることとなる生活水準等を勘案し、総合的に判断すべきである。」と記している。
- (5) 行政手続法第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ。（以下略）」と規定し、同条第3項は、「不利益処分を書面でするべきときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」と定めている。同条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知られて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解されている。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存

否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきものであると解されている。そして、理由提示の要件を欠いた違法な処分は取消しを免れないものとされている。(最高裁判決平成23年6月7日・平成21年(行ヒ)第91号)

2 本件決定について

(1) 世帯認定について

処分庁は、請求人は特養に入所するまで長女世帯と生計を一にしていたことから、入所後すぐの申請については、同一世帯と判断すべきであると主張している。

確かに、夫婦である場合など生活保持義務関係にある場合であれば、そのうちの一方が施設入所したことをもって別世帯であると認定することは適当でないと考えられるところである。

しかしながら、特養は生活施設であって出身世帯へ帰来する見込みがほとんどないことに鑑み、前記1(3)(4)の規定からすると、施設入所者と出身世帯は別世帯と判断するのが一般的であると考えられ、「入所後すぐ」であることをもって同一世帯であると認定することには首肯しかねる。

(2) 理由付記について

請求人は、あくまでも単身世帯としての申請であり、他の世帯員の保護申請は行わず、書類等も提出しないと主張しているのに対し、処分庁は、長女世帯との4人世帯になることを説明したが必要書類等の提出がないことから、本件決定を行ったものと認められる。

しかしながら、本件決定が請求人の単身世帯での保護の開始申請を却下するものであるところ、その理由としては、「4人すべての資産の確認ができない状況である」との記載しかなく前記1(5)に照らし、本件決定の根拠法令の規定内容やその原因となる事実関係等の具体的な理由の提示としては不十分であるといわざるを得ない。

(3) まとめ

以上のとおり、本件決定については、その手続きに瑕疵があるといわざるを得ず、取消しを免れない。

(4) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件決定に違法又は不当な点は認めらない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年12月4日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求することができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。